

■介護保険給付対象

● 通所リハビリテーション浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)～7級地(10.17円)】

サービス内容略称	算定項目		単位数
要介護 1	通常規模型通所リハビリテーション費 (介護老人保健施設の場合) 6時間以上7時間未満	1回につき	715 単位
要介護 2			850 単位
要介護 3			981 単位
要介護 4			1137 単位
要介護 5			1290 単位
通所リハ処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の83/1000加算
★ 通所リハサービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	1日につき	18 単位
科学的介護推進体制加算	通所リハビリサービスを受けた場合に算定	1月につき	40 単位
通所リハ提供体制加算4	リハビリテーション提供体制加算4(6時間以上7時間未満)	1回につき	24 単位
※ 通所リハ入浴介助加算(Ⅰ)		1回につき	40 単位
※ 通所リハ短期集中個別リハ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内	1日につき	110 単位
※ 通所リハ送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	-47 単位

(※印は該当する方のみ算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

● 介護予防通所リハビリテーション浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)～7級地(10.17円)】

(要支援1・2の場合)

サービス内容略称	算定項目		合成単位数	
予防通所リハビリ21	介護予防通所リハビリテーション費 (介護老人保健施設の場合)	要支援1	2268 単位	
予防通所リハビリ22		要支援2	12カ月経過 ⇒ 2033	
			4228 単位	
			12カ月経過 ⇒ 3959	
予防通所リハ処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の83/1000加算	
★ サービス提供体制加算(Ⅱ)支援1	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上		72 単位	
★ サービス提供体制加算(Ⅱ)支援2	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上		144 単位	
予防通所リハ運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225 単位	
科学的介護推進体制加算	通所リハビリサービスを受けた場合に算定		40 単位	
※ 予防通所リハ同一建物減算21	事業所と同一建物から利用		要支援1	-376 単位
※ 予防通所リハ同一建物減算22	(介護老人保健施設の場合)		要支援2	-752 単位

(※印は該当する方のみ算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

■介護保険給付対象外

昼食費	740円/日(おやつ含)
日用品費	100円/日
教養・娯楽費	100円/日

- 地域区分が7級地にて1単位の単価が10.17円と定められており、利用料はそれに基づき算定されます。また、介護保険制度の定められた計算式上、この表に提示されている介護給付対象の各項目の負担額と、実際の利用月ごとの合計負担額に僅差が生じることがあります。